

ID: 1080

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	医療受給者証の再交付		
法令名 根拠条項	障害者自立支援法施行令 第33条第1項		
法令番号	平成18年政令第10号		
<p>【基準】</p> <p>政令第33条第1項の規定による。 (医療受給者証の再交付)</p> <p>第33条 市町村等は、医療受給者証を破り、汚し、又は失った支給認定障害者等から、支給認定の有効期間内において、医療受給者証の再交付の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、医療受給者証を交付しなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日